

## 令和5年度第1回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 会議録

- 1 審議会等の名称 嘉麻市地域福祉計画策定委員会
- 2 開催日時 令和6年3月22日(金) 13時30分~14時25分
- 3 開催場所 嘉麻市役所本庁舎4階 4A会議室
- 4 公開又は非公開の別 公開
- 5 出席者
- (1) 委員 栗野 良一、小川 史佳、富崎 静江、本郷 秀和、森 由紀子、  
亀崎 満、古川 勤、合代 証子、永尾 富久美、西 真由美
- (2) 執行機関 福祉事務所長 石坂 穎久  
社会福祉課 課長 石坂 穎久、係長 野見山 留美  
主任 秋山 登
- 6 傍聴人數 0人
- 7 議題及び審議の主な内容
- (1) 開会のことば
- (2) 委嘱状交付
- (3) 議事
- ・第2期嘉麻市地域福祉計画の進捗状況等の報告について
- 8 議題及び審議の内容
- (1) 第2期嘉麻市地域福祉計画の進捗状況(令和4年度分)について  
資料に基づき事務局から説明。
- [質疑応答]
- 子ども家庭センターについて。(本郷委員)  
→事務局回答: 子ども家庭センターについては、令和6年3月末までは旧子育て支援センター、令和6年4月1日から新たに子ども家庭センターとして、子育て支援課の所管として確井庁舎に設置されます。
- 災害時における聴覚障がい者の把握を行っているか。(永尾委員)  
→事務局回答: 災害時の要支援者として登録をされていると思うので、避難計画を策定して対応をしているが、災害が起った時点においてどこにおられるかといった確認まではできていません。
- 障がいをお持ちの方について、災害時に対応できるように個別の訓練などは行っていないのか。また、行う予定があるのか。(本郷委員)  
→事務局回答: 防災担当課と協力して実施する必要があるが、現在ではまだ実施できていません。

■子育て支援の分野について、昨年度と比較して利用者が減少している事業が多いが、利用が減少した対象者（6カ月から小学6年生までの利用者）がその後、次の複合的課題の部分でどこか連携できるところに移動できているのか知りたい。その後連携できていればバックアップができるが、このまま途切れてしまって、引きこもりになつたりするとそこまでの支援で終わってしまうので、現状を見ると小さい時からの支援が足りなくて、将来支援が行き届かなくなることが多いので、その部分が気になる。その部分が資料に記載してあれば嘉麻市としてどうなっているのかが見えてくると思う。（森委員）

→事務局回答：昨年度と比較して利用者数等が減少した原因や理由までは担当課から報告は受けていないため、現時点では社会福祉課として把握はできていないが、支援を受けている方が、どういう形で繋がっているのかについて、今後次期地域福祉計画作成において、追加支援等の連携が把握できるのであれば、内容を深堀りした上で、次期計画に反映できればと考えています。

■要保護支援の家庭については、要保護支援の対策会議にも参加しているが、様々な理由があります。保育園、幼稚園、学校の先生方もすごく努力されていて、児童虐待がみられそうな保護者に対しては、お母さん方の気持ちに寄り添いながら、お母さん方の気持ちを柔らかくしてあげたり、子供に対して言葉が雑だったり、混乱して保育園に連れてきたりとか、やはりお母さんは朝忙しいので、すごい言葉で言う人もいましたが、それがだんだん良くなってきて、数が減ってきたというケースもあります。学校についても、学校の先生に聞いたら、家庭訪問をしたりとか、一概には言えないとは思うが、そういうこともあって、減っているというのもあるのかと思う。1件1件それで減っているのかもしれないし、また新たな家庭がプラスされているということで、その点が私自身が実際に感じているところです。私自身の経験で発言させてもらいました。（合代委員）

→事務局回答：大変貴重なご意見ありがとうございます。実際要保護児童の対応については、難しいケースもあると思います。改善に向かうケースもあれば、より困難なケースも発生するということで、同じケースはなかなか無いので、そこで増減があるということを今ご説明いただきました。社会福祉課としては、そういったところを細かくデータとして集めさせていただいて、より深い計画を作る形を持っていかなければいいと考えております。ご意見ありがとうございます。

■福岡県警から児童虐待の資料として福岡県内の各地域において、虐待の傾向が違うはずなので、嘉麻市での虐待の特徴を把握するには、県警のデータが参考

になると思います。(本郷委員)

■こども育成課資料で概ね 6 カ月から小学校 6 年生までとありますが、私は中学校の方に関わっておりますが、中学生の家庭で、保護者が子供を育てるのが困難なところとかがありまして、子供にも問題があるのですが、保護者の母親の問題の場合、そういう場合にどこかに繋ぎたいということが学校の方ではすごくあるのですが、そういった場合は福祉の関係で母親の方に直接あたってくださいというのは、学校からの要望でいいのでしょうか。それとも、どこかを紹介してお願いしないと動けないのでしょうか。(西委員)

→事務局回答：中学生以上のお子さんについて、こども育成課の小学校 6 年生までという標記については、回復期の保育の関係で小学生 6 年生までとなっていて、お子さんの支援については、子育て支援課が 18 歳未満の児童の方々に学校や家庭、いろいろな機関と連携をとりながら、相談しやすい機会を捉えて支援を行っています。また、対象となる子どもさんもおられますので、子育て支援課を窓口として、どういった支援が必要となるのかというところで、母親に対する支援であったり、課題に対して関係する課に広がっていくことになるので、子育て支援課に相談していただきたい。

■嘉麻市は拠点巡回のスクールソーシャルワーカーは置いていないのでしょうか  
(事務局：設置している) それであれば、スクールソーシャルワーカーで大丈夫と思います。スクールソーシャルワーカーは学校と家庭を繋ぐ専門職ですので。(本郷委員)

■スクールソーシャルワーカーの方にも学校からお知らせして関りをもっているが、家庭の母と祖母との関係でそれが子どもに影響しているのではないかということで、スクールソーシャルワーカーの方が動いていただけるのか、それとも母親本人が連絡しないと動いていただけないのかを知りたい。(西委員)

→事務局回答：現在は問題が複雑化していて、1 つの課だけでは解決できない問題もあるので、スクールカウンセラーからの情報を元に、関連する課が協力して問題解決にあたることになります。

■スクールソーシャルワーカーとカウンセラーにも要請して、家庭の調整はソーシャルワーカーが、個々の問題や適応障害や発達障害の事はカウンセラーが専門になるので、学校や教育委員会に相談するといいと思う。(本郷委員)

13 時 25 分会議終了

## 9 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例
- (3) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例施行規則
- (4) 第2期「嘉麻市地域福祉計画」の進捗状況等の報告